

令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務

仕様書

1 業務名

令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務

2 業務目的

がん検診は、厚生労働省の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための方針」に基づき、国民の死亡率減少を目的とした「対策型検診」として実施されている。

札幌市（以下「本市」という。）においては、各区保健センターや地区会館等を会場とした集団検診を実施することで、市民が安価かつ身近に受診できる環境の整備に努めてきた。

一方で、現在の集団検診の申込は、会場により電話や町内会の回覧板による方法が中心となっており、市民の利便性向上および事務の効率化に向けたオンライン化の推進が急務となっている。

本業務は、受注者が保有する検診WEB予約受付システム（以下「検診システム」という。）の導入およびその運用ノウハウを活用することで、申込のオンライン化による市民の利便性向上を図るとともに、確実な受診機会を提供することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

5 業務概要（範囲）

(1) 導入・構築

ア 市民目線で利用しやすい検診システムを整備し、提供すること

イ WEB予約の操作が困難な方への配慮として、市職員による代理予約がスムーズに行える操作性であること

ウ 集団検診において、胃がん・大腸がん検診と本市の複数ある検診会場（約250会場）の組み合わせに対応した項目を設定すること

エ 予約情報を検診実施機関との調整に用いるデータ管理（CSV出力等）の効率性など、内部事務における管理しやすい仕組みとすること

オ 検診システムの稼働に向けた準備を行うとともに、稼働前に職員が動作確認するためのテスト期間を設けること

カ 必要に応じて職員に向けて検診システムの操作方法等について説明すること（WEB参加可）

キ 必要に応じて開催する協議に参加すること（WEB参加可）

(2) 運用・保守

ア 検診システムの運用・保守管理を行うこと

イ 障害が発生した場合は、原則、即時復旧するよう対応すること

ウ 検診システムの導入所管課からの問い合わせに対応すること

(3) 基本要件

ア クラウドサービスで提案する（委託者の庁舎内にサーバ機器は設置しない）こと

イ 利用環境は、PC、スマートフォン問わずブラウザによる予約ができることとし、事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと、利用環境（パソコン、スマートフォン）に応じ適切なレイアウトで画面表示できること。ブラウザは以下をサポートしていること

・Apple Safari（スマートフォン版においてiOS最新版で利用できること）

・Google Chrome（スマートフォン版においてAndroid最新版で利用できること）

・Microsoft Edge (最新版)

但し、製品製造元が動作保証している環境及びサポート期間に限るものとする

ウ 検診システムの稼働時間は、メンテナンスなどの計画的停止を除き、0:00から24:00までとする。計画的停止については、本市に計画を事前に掲示し、本市の了解を得ること。なお、原則閉庁日には計画的停止を行わないこととし、市民に対しても情報を事前に検診システム上に掲載するなど周知すること

エ 提供する機能は、対象者が予約するためのシステム（受診予約システム）と発注者が管理するためのシステム（管理システム）の2つとする

6 機能要件

別紙1のとおり

7 非機能要件

別紙2のとおり

8 スケジュール

本業務におけるスケジュール（予定）は以下のとおりとする。正式なスケジュールは契約締結後に協議の上、変更となる場合がある

令和8年4月	契約・打ち合わせ
令和8年4～7月	データ登録、操作テスト等
令和8年8月	運用開始

9 成果物・業務報告

本業務で想定している成果物は以下のとおり。成果物を作成し、本市の検査を受けること。また、提案内容に応じて追加で作成する成果物がある場合は提案書に記載すること。

なお、成果物は、全て電子データにて納品すること

(1)実施計画書

契約締結後、概ね2週間以内に提出すること

(2)実施体制図

契約締結後、概ね2週間以内に提出すること

(3)実施スケジュール管理表

契約締結後、概ね2週間以内に提出すること（内容は随時更新）

(4)システム操作マニュアル（市民用・職員用の2種類）

令和8年5月末頃までに提出すること

(5)議事録

打ち合わせや協議実施後、速やかに

10 権利関係

(1) 受託者は、委託者に対し、本契約以前に保有しているもの（マニュアルを含む）を除き、本業務に基づく成果物（「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする

ただし、委託者がその一部又は全部について譲渡することを要しないと認めた場合はこの限りでない

(2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する

(4) 本業務により作成・変更・修正された成果物に第三者に係る権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾に係る一切の手続きを行い、委託者へ報告を行うこととする

(5) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする

11 その他

- (1) 本業務に付随して本市の現状を鑑み、システム導入した際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能および機能（構造）等については完備していること
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が発生した際には、双方協議の上決定するものとする
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、個人情報保護等の関係法令及び本市契約規則を遵守すること
- (5) 本業務の遂行に当たって、受託者の責めに帰すべき事由により発生した一切の事故等については、受託者の費用及び責任において解決すること
- (6) 業務内容に著しい影響を与える事情が生じた場合は、委託者及び受託者において協議のうえ、契約の内容を変更できるものとする
- (7) 本仕様書は契約候補者との協議のうえ内容を変更する場合がある
- (8) 契約終了時には、クラウド環境上の本市に関わる各種データが第三者の利用に供されることのないよう、受託者にてシステム内のデータ消去を行った上で、委託者に報告すること。なお、消去方法は双方協議の上、決定するものとする

12 問い合わせ先

担当 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 田澤
住所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7F
電話 011-211-3513

別紙1 機能要件一覧

受診者予約システム

- a 予約者には、アカウント情報（ID、パスワード）を交付する。予約者はアカウント情報で認証後に新規予約、予約変更、キャンセル等ができること
- b 予約者が入力した情報（生年月日）に応じて受診可能な検診のみ表示し予約できるようにすること
- c 予約画面は、予約者が容易に申し込みできるレイアウトとすること
- d 予約者が個人情報を入力する際の入力必須項目（氏名、生年月日、住所、電話番号等）の他に、発注者指定の入力項目を設定できること
- e メールアドレスが入力項目として設定できること
- f 予約完了後、予約者に対し登録完了通知を自動でメール送信すること
- g 予約者が同一年度内に既にシステムで予約した検診を重複予約できないこと
- h 検診項目の選択において、複数選択式・単一選択式のいずれかにて選択できること
- i 各検診の自己負担金を自動表記させる機能を有していること。また、非表記設定も行えること
- j 検診を選択後、該当する検診を受診できる会場を表示できること。また、会場はエリアや予約希望日・予約可能な会場等で絞込検索することができること
- k 選択した会場と予約希望日に応じて予約可能時間を選択できること。また、ボタン表記内容は任意の文言にて設定できること。また、ボタン表記内容は予約時に配信される完了通知メールに記載されること
- l 会場毎に予約可能期間の設定が可能であり、その期間外の場合は予約枠数が上限に達していなくとも予約登録ができないこと
- m 予約変更・キャンセル可能期間の設定が可能であり、その期間外の場合は予約変更・キャンセルができないこと
- n 予約完了後に任意の案内を表示できること
- o 入力項目にメールアドレスを設定する場合は、予約者が変更やキャンセル、パスワードの変更を行ったときは、確認メールが予約者へ送信されること

管理システム

- a 管理画面のログインは専用アカウント情報（ID、パスワード）の発行により利用できるようにすること
- b 管理画面の利用者毎に権限（管理者、担当者等）を付与できること
- c 検診申込状況をリアルタイムで確認することができること
- d 管理画面より住民に代わって予約登録できること
- e 予約者の確認・登録・変更・キャンセルを管理画面上で容易に行えること。予約変更については、管理画面から予約可能日時を検索でき登録が行えること
- f 予約者へ配信されるメール内容の設定・更新、配信の可否を設定できること
- g 会場毎に掲載開始日と掲載終了日の設定ができ、その期間外は予約ができないこと
- h 会場毎に公開・非公開の設定ができること
- i 検診毎・会場毎・時間毎に予約枠設定の登録・変更・削除ができること
- j 登録された予約情報をCSV形式で出力ができること。出力する内容は、氏名・ふりがな・性別・検診種別・予約日時・検診会場のほか、メールアドレス、電話番号等の項目も出力ができること

別紙2 非機能要件一覧

信頼性要件

- a 検診システムを格納したサーバは耐震または免震機能を有し、自家発電設備や空調設備を備えた施設で管理すること
- b 検診システム予約受付開始日等アクセスの集中する場合でも、動作遅延等が生じないように必要な対策を講じること
- c ハードディスク等の障害時のデータ消失等に備えた対策を行うこと
- d データベースのバックアップを1日1回以上取得し、最低2世代までバックアップデータを保管すること
- e 検診システムの情報は他システムへ連携してはならない
- f 個人情報の複写及び複製を禁止する
- g 受注者は、関係法令等を遵守し、稼働するシステムが適切適法な環境のもとで稼働及び利用できるような業務にあたること

性能要件

- a 同時アクセス発生時、3秒以内の応答性能を確保すること

保守要件

- a 障害や機器点検などの事前に予見される対応のため予約システムが利用できない時間が見込まれる場合には、一週間前までに本市に連絡し作業を行うこと。なお、原則閉庁日にはメンテナンスを行わないこととする。やむを得ず閉庁日に実施する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ決定するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。また、停止前及び停止中に対象者がシステムのメンテナンス中であることが分かるように配慮すること
- b システム障害発生時は、事前に取り決めした連絡先へ速やかに連絡し、障害が収束するまで適宜情報共有を行うこと。予約者及び本市に影響のない障害については、その限りではない
- c 公開する検診システムは24時間365日稼働を原則とすること

拡張性・柔軟性要件

- a 本市の人口規模などを勘案し、サーバー内に保存されるデータ量が飽和状態とならないように、サーバーの保存容量を確保しておくこと
- b 保存容量を追加することになった場合には、受注者の責任において行うこと。なお、当該作業に伴うシステム停止が発生する場合は、作業予定日の1週間前までに本市に対して報告すること

セキュリティ要件

- a 通信はSSL等の暗号化通信とすること。
- b ISMAPに登録されたもの。又は同等の認証、セキュリティ要件を満たしているものとする
- c 個人情報を含んだデータを取り扱うサーバーは日本国内に設置されたものであること。なお、本業務に関して訴訟の必要が生じた場合には、日本の裁判管轄、法令が適用されること
- d 本市は、受注者のシステム管理者から与えられたアクセス情報でのみシステムにアクセスができること
- e 本市は、受注者より与えられた権限の範囲にて、利用できる機能が制限できること
- f 受注者がアカウント管理機能にて本市のシステム管理できること
- g 利用ログの取得等の認証管理を適切に行い、必要に応じて本市に提供すること
- h システムに対する不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること
- i 不正アクセスを検知・通知する機能を備えること
- j WEBアプリケーションの脆弱性をついた攻撃からシステムを保護する対策を備えること

問い合わせ対応

- a 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の9時00分から17時00分までとする
- b 緊急時は、本市との協議のうえ、対応する